

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会協賛要綱の取扱いについて

1 趣旨

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会（以下「大会」という。）における協賛企業等に対し、全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会協賛要綱に関し、必要な事項について定める。

2 協賛の申込

- (1) 申請については、平成28年6月30日までとする。ただし、募集期間終了後においても、協賛の募集状況を勘案し、必要に応じて追加募集を行うことができる。
- (2) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会会長（以下「会長」という。）が、大会運営上、不相当と判断した場合には、協賛を受け入れない場合がある。
- (3) 協賛の区分における大会プログラム協力及び物品販売出店企業等を希望するものは、協賛申込書に出店申請書（様式第2号）を添付することとする。
なお、応募者が多数、あるいは販売品目が競合する場合、抽選となる場合もある。
また、会長が必要と認める場合は、販売品目について制限できるものとする。
- (4) 会長は、申請内容を審査し、相当と認める場合は、出店許可書（様式第6号）を交付する。

3 広告掲載

協賛企業等に対する特典のうち、広告掲載については、協賛企業等より原稿の提供を受け実行委員会が作成する。広告原稿の内容について、会長が不適切と判断した場合は、内容等の変更を求めることができる。

なお、表示の位置、順序については、全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の判断により調整する。

5 その他

本取扱いに関して、疑義が生じた場合は、実行委員会及び関係協賛企業等が協議のうえ、決定する。